

綾部市建築確認申請事前届出要領

(目的)

第1 この要領は、綾部市まちづくり条例（平成28年綾部市条例第5号）（以下「条例」という。）第39条及び綾部市まちづくり条例施行規則（平成28年綾部市施行規則第4号）（以下「規則」という。）第23条に規定する建築確認申請事前届出の運用について必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2 本要領は、綾部市域で行われる建築基準法第6条、第6条の2、第6条の4に基づく申請及び第18条に基づく通知が必要な行為のうち、建築物（建築基準法第2条第1項に係る建築物）に係るものについて適用する。

(事前届出の手続等)

第3 建築確認申請を行う建築主は、必要な関連規制の事前協議等を終えた後、次に定める図書各1部を綾部市に提出する。

- (1) 建築確認申請事前届出書（規則様式第22号）（以下「届出書」という。）
- (2) 建築確認申請正本及び副本
- (3) 建築確認申請書（第一面～六面）の写し
- (4) 付近見取図（建築確認申請添付図の写し）
- (5) 配置図（建築確認申請添付図の写し）
- (6) 平面図（建築確認申請添付図の写し）
- (7) 立面図（建築確認申請添付図の写し）

(事前届出の確認等)

第4 綾部市は、条例第39号第2項に基づき、建築確認申請事前協議書（様式第1号）により、次に定める内容について確認する。

- (1) 都市計画
- (2) 道路
- (3) 下水道
- (4) まちづくり計画
- (5) その他必要な項目

(意見書の提出)

第5 綾部市は、第4の事前届出の確認後、建築確認申請意見書（様式第2号）（以下「意見書」という。）に意見を付記し、申請者及び京都府中丹東土木事務所建築主事又は民間指定確認検査機関に意見書をファクシミリにより送付する。

(事前届出の目標処理期間)

第6 綾部市は届出書受付後、概ね5日を目標に意見書を送付するよう努める。ただし、必要な手続等が未完了の場合や、関係図書の補正等を求めた場合の中断期間は目標処理期間に算入しないものとする。

附則

- 1 この要領は、平成21年2月2日より施行する。
- 2 この要領は、平成23年4月1日より施行する。
- 3 この要領は、平成28年5月10日より施行する。